

## カナダ

## ニッチマーケットにとどまる有機市場

## 生産は穀物・油料作物が中心

カナダの有機農産物の過半は穀物（小麦，デュラム小麦，大麦，オート麦），豆類（乾燥豆，乾燥エンドウマメ，ヒラマメ），油料作物（亜麻，サフラワー），ソバである。リンゴなどの果物，生鮮野菜，メープルシロップなども生産されている。放牧や飼料用に広大な土地が利用されているものの，有機畜産物の生産は有機作物ほど急速に増えてはいない。

有機農業は，依然小さくて特殊な分野であるが，家族経営の小規模農家にとっては，将来性の確かな選択肢の一つとみなされてきている。90年代の中ごろまでは有機生産農家は少数であったが，穀物輸送の助成金削減，機械や化学肥料コストの急激な増加，不安定な商品価格など，農業に対する環境が厳しくなっていることもあり，生産者にとって有機農業は魅力的なものとなってきている。

有機農産物の大部分を占める有機穀物と有機油料作物の総生産高は約14万トン（4億～5億カナダ・ドル，1カナダ・ドル＝約83円）と推定されており，その生産地は西部カナダに集中している。これらの大半は米国に輸出され，米国で加工されたものの一部はカナダに再輸入される。

## 都市部を中心に需要が拡大

高齢化，健康や栄養への関心の高まり，食品に対する安全性の懸念，遺伝子組み換

え食品に対する不安感などから，消費者の有機農産物・食品への需要は増えてきている。

しかし，有機農産物・食品は生産農家や加工業者などから直接，少量販売される傾向がある。生産は小規模，地方単位で行われているため，今後も規模の拡大は難しい。有機農産物・食品は通常ニッチマーケット向けであり，独自のマーケティング戦略を必要とする。カナダの主要小売店は，有機部門を設けるなどの小売販売戦略を開発中である。

有機農産物・食品の価格には，有機農法に転換するために土地の地力を回復するのに3年間かかることや，農薬や肥料を使わないことによる収穫量の減少に見合うコストを上乗せする必要がある。一方で，有機穀物と有機油料作物の需要は価格に左右されやすく，非有機品の価格より50%以上高くなると，消費者は購入を控える。消費者動向調査によると，有機農産物・食品の価格は非有機品と比べて30%高が限度という結果も出ている。しかし，消費者の環境保護や食品の安全性に対する関心は高まっており，割高の有機農産物・食品を購入する際の抵抗感は減少しつつある。

地域別では，ブリティッシュコロンビア州の都市部での有機農産物・食品の消費が最も高く，カナダ・オーガニック諮問委員会（Canadian Organic Advisory Board）のロバート・マクドナルド博士は有機農産物・食品の小売販売の34%がバンクーバー

とビクトリアであると報告している。都市部と農村部を比較すると、都市部の住民の方が有機農産物・食品をより多く購入しているという。また、同博士は、消費者の高齢化による健康や食品の安全性などへの関心の高まりから、より付加価値の高い食品が求められていると述べている。

## 機関により異なる認証法

94年4月にコーデックス委員会の指針草案に従って、有機農産物・食品の生産、加工、表示の条件をまとめた「カナダ有機農業の国家規格 (The National Standards of Canada for Organic Agriculture)」が承認、公布された。この規格は化学農薬、非有機肥料、抗生物質、成長ホルモン、遺伝子組み換え作物の禁止、持続的成長の促進および独自の検査による農場の高度レベルの認証基準について規定している。これは安全性の保証されない製品から消費者を保護し、不正表示から有機生産農家を保護し、生産とマーケティングのすべての段階において検査の実施と規則順守を確認する、などカナダにおける有機農業制度の保護と促進を図るものである。

ケベック州を除くカナダでは、有機農産

認証を受けている  
有機生産農家・加工業者数

州	加工業者数	農家数
ブリティッシュコロンビア	40	358
アルバータ	27	210
サスカチュワン	66	626
マニトバ	17	120
オンタリオ	83	492
ケベック	43	417
ニューブランズウィック	3	41
プリンスエドワード島	1	32
ノヴァスコシア	0	27
ニューファンドランド	1	7
合計	281	2,330

出所：“Growing Global:Organic and New Crop Opportunities” 会議 2001年3月6～7日資料

品の認証は任意である。従って認証は、国家規格に準拠した生産と取り扱いの最低基準を満たしているという保証を消費者に対して提供するマーケティングツールとなっている。カナダにおける有機農産物の生産者、加工業者、取扱業者の過半数が地域、国または国際的なベースを持つ認証機関を通して認証を受けている（表参照）。機関によって、認証法と基準は実質的に異なることがあるが、通常、有機計画、第三者による年1回の検査、監査証跡のための記録保持および指針への準拠と順守を記した署名付きの宣誓供述書が要求されている。有機商品に誤った表示や誤解を招く表示をした場合には「食品・薬事法 (Food and Drug Act)」および、「消費者向け包装・表示法 (Consumer Packaging and Labelling Act)」により処罰の対象となる。カナダ食品検査庁 (Canadian Food Inspection Agency) は、これらの法律を施行する権限を有しているが、有機認証には直接かかわっていない。

## 制度の未整備で輸出に支障も

カナダ連邦政府は、有機農業を促進する政策を採用しておらず、EU、米国、日本など有機農産物・食品の制度がある国への有機商品の輸出が困難になっている。前述のマクドナルド博士によると、国としての制度がないため、カナダの有機関連産業が国際市場へ参入することが困難になってきているという。生産者や関係者の多くは国全体で統一された認証制度、規則、表示を設けることにより、カナダの有機商品の評価が高まり輸出のチャンスが増すと考えている。